

2005 年第 210 號法律公告

《取代對〈2005 年收入 (取消遺產稅) 條例〉生效日期的提述公告》

(由律政司司長根據《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》
(2005 年第 21 號) 第 41 條訂立)

1. 生效日期

本公告自 2006 年 2 月 12 日起實施。

2. 取代對生效日期的提述

(1) 《遺囑認證及遺產管理條例》(第 10 章) 現予修訂，在以下條文中，廢除“《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》(2005 年第 21 號) 生效日期”而代以“2006 年 2 月 11 日”——

- (a) 第 15A(2) 條；
- (b) 第 24A(2) 條；
- (c) 第 24B 條；
- (d) 第 49AA(2) 條；
- (e) 第 49AB 條；
- (f) 第 60B(1)(a)(i) 條；
- (g) 第 60C(1)(b) 條；
- (h) 第 60J(1)(a) 條；
- (i) 第 60K(1)(a) 條。

(2) 《遺產稅條例》(第 111 章) 現予修訂——

- (a) 在以下條文中，廢除“《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》(2005 年第 21 號) 生效日期”而代以“2006 年 2 月 11 日”——
 - (i) 第 2 條；
 - (ii) 第 20A(1) 條；
 - (iii) 第 20A(2) 條；
 - (iv) 第 20A(3) 條；
 - (v) 第 20A(4) 條；
 - (vi) 第 20A(6) 條；

- (vii) 第 20A(7) 條；
- (viii) 第 23(1A) 條；
- (ix) 第 24(3B) 條；
- (x) 附表 1 第 25 部的標題；
- (b) 在第 3(1) 條“附表 1 適用部分”的定義中的列表中，廢除“《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》(2005 年第 21 號) 的生效日期”而代以“2006 年 2 月 11 日”；
- (c) 在第 20A 條的標題中，廢除“《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》生效日期”而代以“2006 年 2 月 11 日”。

(3) 《稅務條例》(第 112 章) 現予修訂，在以下條文中，廢除“《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》(2005 年第 21 號) 生效日期”而代以“2006 年 2 月 11 日”——

- (a) 第 54 條但書 (b) 段；
- (b) 第 54 條但書 (c) 段。

律政司司長
黃仁龍

2005 年 11 月 22 日

註 釋

《2005 年收入 (取消遺產稅) 條例》(2005 年第 21 號) (“主體條例”) 於 2005 年 11 月 11 日刊登於憲報。根據主體條例第 2 條，主體條例將於 2006 年 2 月 11 日開始實施。

2. 本公告以“2006 年 2 月 11 日”取代在《遺囑認證及遺產管理條例》(第 10 章)、《遺產稅條例》(第 111 章) 及《稅務條例》(第 112 章) 中對主體條例生效日期的提述，以方便讀者閱讀該等條例。